

令和5年度

# PTA総会

## 総会次第

### 1. 議事

- (1) 令和4年度事業報告 (P 1)
- (2) 令和4年度決算及び会計報告について (P 2 - 3)
- (3) 令和4年度会計監査報告について (P 4)
- (4) 令和5年度事業及び決算の承認について
- (5) 令和5年度事業計画案について (P 5)
- (6) 令和5年度予算案について (P 6)
- (7) 令和5年度事業計画案及び予算案の承認について
- (8) PTA 委員会組織図と活動内容 (P 7)
- (9) 令和5年度新役員の選出・承認について (P 8)
- (10) 野田市立木間ヶ瀬小学校 PTA 会則 (P 9 - P 11)

野田市立木間ヶ瀬小学校 P T A

## 令和4年度 事業報告

月	全 体 (対外含む)	本部・各委員会
4	PTA総会(書面)・PTA歓送迎会(中止)	本部役員会
5	市P連総会(書面) バレーボール発会式(中止) 第1回環境美化活動(中止) 第1回常任・協議委員会 運動会	家庭教育学級運営委員会 広報委員会(中止) 運動会 本部 体育委員会
6		PTAバレー練習試合(中止) あおいそらまつり(中止) 本部 PTAバレーボール運営委員会、主将会議(中止) 第1,2回家庭教育学級、開講式
7	市P連バレーボール大会(中止)	河川パトロール バレーボール北ブロック大会(中止)
8	夏休み河川パトロール(本部 教職員)	夏休み河川パトロール 本部 教職員
9	第2回環境美化活動(中止) PTA親睦会グラウンドゴルフ	体育委員会 本部 広報
10	木小フェスティバル	
11	木小フェスティバル 家庭教育学級公民館連携事業	本部 広報 学年 体育 学年委員 持久走大会大会運営補助 体育委員会
12	市P連合同研修会	本部
1		
2	会計監査	本部
3		

令和4年度 野田市立木間ヶ瀬小学校PTA会計決算

(単位：円)

項目	歳入	歳出	残高
決算額	1,204,620	263,365	941,255

(A)

(B)

1. 収入の部

項目	予算額	決算額	比較	付記
繰越金	650,216	650,216	0	
会費	555,800	554,400	-1,400	会員(転出入等)
雑収入	4	4	0	
合計	1,206,020	1,204,620	-1,400	

(C)

(A)

2. 支出の部

項目	予算額	決算額	比較	付記	
管理・運営費	事務費	5,000	0	5,000	
	会議費	2,000	0	2,000	
	備品費	15,000	9,381	5,619	ふれあいカレンダー
	雑費	2,000	0	2,000	
	小計	24,000	9,381	14,619	
活動費	事業費	150,000	33,005	116,995	PTA保険 グラウンドゴルフ景品
	研修費	2,000	0	2,000	
	渉外費	120,000	37,363	82,637	県市P負担金
	福利厚生費	50,000	21,000	29,000	転出職員花束等
	雑費	2,000	0	2,000	
	小計	324,000	91,368	232,632	
学校援助費	児童図書	20,000	0	20,000	
	児童活動	130,000	83,428	46,572	大会メダル 自主学習ノート代
	行事補助	100,000	39,000	61,000	入学式・卒業式花代
	施設設備	200,000	528	199,472	
	飼育栽培	80,000	39,660	40,340	種 肥料 うさぎ餌
	雑費	2,000	0	2,000	
	小計	532,000	162,616	369,384	
予備費	324,620	0	324,620		
合計	1,204,620	263,365	941,255		

(C)

(B)

3. 残高の部 (A) - (B) ..... 941,255 円 ※残金は本年度に繰り越します。

## 令和4年度 PTA特別会計決算書

1. 収入の部 .....	¥815,031
(内 訳)	
令和3年度 繰越金	¥556,519
木小フェスティバル・模擬店収益金	¥95,590
木小フェスティバル・バザー、職員の店収益金	¥162,920
利息	¥2

2. 支出の部 .....	¥279,602
(内 訳)	
「記念行事」通帳へ繰り入れ	¥100,000
木小フェスティバル関係出費(消耗品、食材、バザー用品等)	¥179,602

3. 残高の部 .....	¥535,429
---------------	----------

※残金の ¥535,429 は、令和5年度に繰り越します。

### 令和5年度特別会計執行計画

吹奏楽部楽器購入、修理.....	¥300,000
創立150周年記念行事に向けた積み立て.....	¥100,000
※令和5年度(2023年)が創立150年	

令和4年度 野田市立木間ヶ瀬小学校PTA会計監査報告

令和4年度の野田市立木間ヶ瀬小学校PTA会計監査を野田市立木間ヶ瀬小学校において行いました。

その結果を下記のとおり報告いたします。

記

PTA会計簿・領収書・その他一切の書類監査の結果、有効かつ適切に使用され、諸帳簿の整理も適切であったと認めます。

令和5年2月25日

野田市立木間ヶ瀬小学校PTA

会計監査 山崎 美香   
会計監査 渡辺 好亮 

## 令和5年度 事業計画(案)

月	全 体	月	全 体
4	P T A 総会（書面にて）P T A 歓送迎会（なし）	10	木小フェスティバル諸準備
5	バレーボール発会式 第1回環境美化活動 第1回常任・協議委員会 市P連総会（書面） 運動会		11
6	河川パトロール	12	市P連合同研修会 150周年記念式典
7	夏休み河川パトロール表作成	1	
	広報誌発行① 市P連バレーボール大会	2	交通当番表・地区名簿作成
	夏休み 夏休み河川パトロール	3	広報誌発行② 会計監査
8	第2回環境美化活動		
9	P T A 親睦会		

※ 変更の可能性があります。

令和5年度 野田市立木間ヶ瀬小学校PTA会計予算(案)

(単位:円)

項目	歳入	歳出	残高
決算額	1,403,255	1,403,255	0

(A)

(B)

1. 収入の部

項目	前年度	本年度	増減	付記
繰越金	650,216	941,255	291,039	
会費	555,800	462,000	-93,800	4200円×110名
雑収入	4		-4	
合計	1,206,020	1,403,255	197,235	

(C)

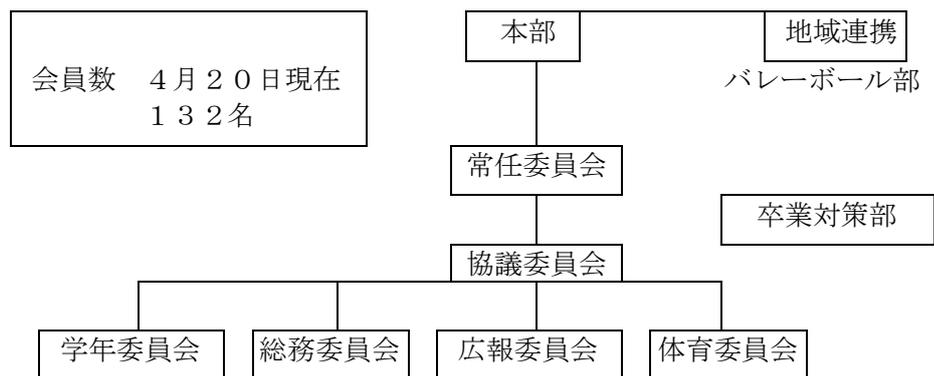
(A)

2. 支出の部

項目	前年度	本年度	増減	付記	
管理・運営費	事務費	5,000	5,000	0	
	会議費	2,000	2,000	0	
	備品費	15,000	15,000	0	ふれあいカレンダー
	雑費	2,000	2,000	0	
	小計	24,000	24,000	0	
活動費	事業費	150,000	150,000	0	PTA保険 グラウンドゴルフ景品
	研修費	2,000	2,000	0	
	渉外費	120,000	120,000	0	県市P負担金
	福利厚生費	50,000	50,000	0	転出職員花束等
	雑費	2,000	2,000	0	
	小計	324,000	324,000	0	
学校援助費	児童図書	20,000	20,000	0	
	児童活動	130,000	130,000	0	大会メダル 自主学習ノート代
	行事補助	100,000	100,000	0	入学式・卒業式花代
	施設設備	200,000	300,000	-100000	
	飼育栽培	80,000	80,000	0	種 肥料 うさぎ餌
	雑費	2,000	2,000	0	
	小計	532,000	632,000	-100000	
予備費	324,620	423,255	98635		
合計	1,204,620	1,403,255			

(B)

PTA委員会組織図と活動内容 ※PTA 会員数 (家庭数110名+職員22名)



- ※ 常任委員会・・・学校代表・本部役員・委員長・副委員長で構成
- ※ 協議委員会・・・学校代表・本部役員・学級委員で構成

役割分担

委員会	主な仕事内容
本部	活動全般、グラウンドゴルフ親睦会の企画運営、創立150周年記念事業準備他 PTA バレーボール大会練習サポート、木小フェスティバルサポート
学年	家庭教育学級運営委員 (家庭教育学級への参加6回) 学年のリーダー 卒業対策関係 (6年のみ) PTA バレーボール大会練習サポート 木小フェスティバル・バザー全般、
総務	木小フェスティバル・模擬店全般、 創立150周年記念事業サポート PTA バレーボール大会練習サポート
広報	各イベント広報活動、広報誌の作成発行、木小フェスティバル・バザー用ポスター作成・掲示、PTA バレーボール大会練習サポート
体育①	運動会全般 (含・PTA種目、得点係)、PTA バレーボール大会全般・支援 (発会式5月ごろ予定 大会7月頃実施未定 練習サポート) 木小フェスティバルサポート
体育②	持久走大会運営補助 (交通誘導) PTA バレーボール大会全般・支援 (発会式5月予定 大会7月予定参加 練習サポート) 木小フェスティバルサポート

※環境美化活動は年に2回あります。今年度は5/13 (土) と 9/1 (金) です。

## 令和5年度 本部役員の選出・承認について（案）

令和4年度 本部役員			令和5年度 本部役員（案）		
会 長	市野	誠	会 長	市野	誠
副会長	小沼	望	副会長	渡辺	好彦
書 記	畑澤	健二	書 記	櫻井	菜摘
会 計	定兼	久美	書 記	山崎	美香
会計監査	山崎	美香	会 計	定兼	久美
会計監査	渡辺	好彦	会 計	畑澤	健二
顧 問	櫻井	菜摘	会計監査	石塚	留示
顧 問	龍野	恵美子	会計監査	磯崎	真波
事務局	生田	武士	顧 問	小沼	望
事務局	小柴	智幸	事務局	生田	武士
			事務局	小柴	智幸

# 野田市立木間ヶ瀬小学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は野田市立木間ヶ瀬小学校PTAと称し、事務所を小学校内におく。

## 第2章 目的

第2条 本会は次の事項を目的とする。

- 1 児童の健康安全及び健全育成に努めること。
- 2 父母と教師の教養・文化の向上に努めること。
- 3 児童活動を奨励し、褒賞すること。
- 4 学校の環境整備と施設整備の改善に協力すること。
- 5 社会の環境を浄化すること。
- 6 学校教育・社会教育の理解を深めること。
- 7 その他、本会の目的・方針の達成に必要な事項。

## 第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第4条 本会は、非営利的・非宗教的・非政治的であって、営利的・宗教的・その他本会の事業以外の活動を目的とする事業に関与してはならない。

第5条 本会は、児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第6条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる支配・統制・干渉も受けてはならない。

第7条 本会は、学校の教育方針に協力し、且つ教育委員会並びに関係機関と協力し、また、その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接的に学校の管理や教員の人事に干渉してはならない。

## 第4章 会員

第8条 本会は、学校の財政的維持及び教員の給与並びに生活に関し、直接に責任を負うものではない。

第9条 本会の会員は、木間ヶ瀬小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる人（以下父母という）及び木間ヶ瀬小学校に勤務する教職員並びに木間ヶ瀬地区に在住し、特に教育に理解と熱意のあるものとする。

## 第5章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

会長 副会長 書記 会計 会計監査 事務局 顧問  
(本部役員の数については会長に一任する。但し顧問は例外とする。)  
常任委員 協議委員

第11条 本会の役員の仕事と構成は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を統轄し、すべての会議を招集し、司会する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- 3 書記は、会長の命により、すべての会議の記録をとる。
- 4 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、会計監査を経て協議委員

会の認定した決算を総会に報告する。

- 5 事務局は、会長の命により、すべての庶務にあたる。
- 6 会計監査は、年1回以上会計を監査する。
- 7 常任委員は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・事務局・各委員の代表・学校代表から成り、本会運営にあたる。
- 8 協議委員は、常任委員会において立案された事業計画及びその他の事項を審議する。
- 9 本会に次の委員会をおく。(1)～(4)の委員会の構成は次のとおりとし、会員はいずれかの委員会に所属する。

- (1) 学年委員会 学級・学年・学校に関わる活動への協力
- (2) 総務委員会 P T A活動全般における庶務的な活動
- (3) 広報委員会 P T Aだよりの企画・編集・発行等の広報活動
- (4) 体育委員会 体育活動全般に関わる活動への協力

10 学級役員会 各学年の学年委員を学級役員とする。

第12条 本会の役員の任期は次のとおりとする。

- ・すべての役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- ・補欠による役員の任期はその残任期間とする。

第13条 役員選出の方法は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長は総会において選出する。
- 2 書記・会計・事務局は、会長が任命する。
- 3 常任委員は、会長・副会長・書記・会計・事務局・会計監査・学校代表と各委員会より互選にて選出される。各委員会代表は会長・副会長・書記・会計・会計監査をもって充てることができる。
- 4 協議委員は、行政地区別により1名(原則)及び学校代表、各委員とする。
- 5 常任委員は、会長・副会長を推薦することができる。

## **第6章 総会**

第14条 総会は全会員を以て構成され、本会の最高決議機関である。

第15条 総会は年1回とし、原則として4月中に開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。但し、軽微な事案については、会長が判断し、臨時総会を開かず、常任委員会の判断で決定することができる。(追加)

第16条 総会は会員の5分の1で成立し、議事は出席の過半数で決議する。

第17条 総会では次のことを行う。

事業の報告 決算の報告及び承認 事業計画の審議及び承認 予算の審議及び承認  
 会則及び細則の改廃の承認 会費の決定 本部役員・会計監査の承認顧問の推薦、その他

## **第7章 経費及び会計**

第18条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付を以て充てる。

第19条 本会の会費は、木間ヶ瀬小学校に在籍する児童の家庭一戸当たり並びに勤務する職員一人当たり月350円(350円×12ヶ月)とする。

第20条 本会の資産は第2条の目的達成以外に使用してはならない。

第21条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 学校周年行事に対しその費用を特別会計に充てているが、一般会計予備費からも補填できるものとする。

## 第8章 付則

- 1 本会則の変更は総会の決議を要する。
- 2 本会則は昭和52年4月21日一部改正する。
- 3 本会則は昭和54年4月21日一部改正する。
- 4 本会則は昭和55年4月19日一部改正する。
- 5 本会則は昭和56年4月20日一部改正する。
- 6 本会則は昭和58年4月23日一部改正する。
- 7 本会則は平成元年4月15日一部改正する。
- 8 本会則は平成3年4月20日一部改正する。
- 9 本会則は平成4年4月18日一部改正する。
- 10 本会則は平成9年4月19日一部改正する。
- 11 本会則は平成11年5月1日一部改正する。
- 12 本会則は平成17年4月23日一部改正する。
- 13 本会則は平成19年4月21日一部改正する。
- 14 本会則は平成21年4月18日一部改正する。
- 15 本会則は平成24年4月21日一部改正する。
- 16 本会則は平成25年4月19日一部改正する。
- 17 本会則は平成26年4月19日一部改正する。
- 18 本会則は平成27年4月25日一部改正する。
- 19 本会則は平成30年4月28日一部改正する。
- 20 本会則は令和4年4月20日一部改正する。
- 21 本会則は令和5年4月26日一部改正する。

## 野田市立木間ヶ瀬小学校学級PTA規則

- 1 本規定は、野田市立木間ヶ瀬小学校PTA（以下本会という）会則11条に基づく規定である。
- 2 学級PTAは、本会の目的に基づき、各学級の教育向上・保健福祉・生活指導等について協力するとともに、相互の親睦を図る。
- 3 学級PTAは、その学級児童の保護者と学級担任教師を以て組織する。
- 4 学級PTAに学級役員をおき、任期は1年とする。但し、補欠による任期は残任期間とする。学級役員は会則第11条10による。
- 5 学級PTAは下記の会合を行う。会合は学級役員の協議のもとで招集する。  
ア 学級総会                      イ 学級委員会
- 6 総会及び役員会は学級決議機関を兼ね、随時委員長が担任教師と協議の上、招集する。役員は執行を兼ねる。
- 7 学級PTAの決議事項は、本会長・校長の承認を受ける。
- 8 経費は、本会会費を以て充てる。但し、本会計限度とし、本会会長の承認を受ける。  
(付記)
  - 1 本規定の変更は本会総会の決議を要する。
  - 2 本規定は昭和38年5月9日より実施する。
  - 3 本規定は平成9年4月19日一部改正する。
  - 4 本規定は平成19年4月21日一部改正する。
  - 5 本規定は平成21年4月18日一部改正する。
  - 6 本規定は平成30年4月28日一部改正する。

## 野田市立木間ヶ瀬小学校PTA慶弔規定

野田市立木間ヶ瀬小学校PTA慶弔見舞金に関する規定を下記のとおり定める。

第1条 会員についての慶弔は、次のとおりとする。

- 1 会員または会員の配偶者が死亡した場合は、5,000円とする。  
なお、別に花輪もしくは生花を供える。
- 2 火災の場合は、5,000円とする。
- 3 教職員が退職または転任した場合は、花束を贈る。

- 4 その他の非常災害の場合は、その都度協議する。
- 第2条 児童についての慶弔は、次のとおりとする。
- 1 児童が死亡した場合は10,000円とする。なお、別に花輪もしくは生花を供える。
- 第3条 前各条による慶弔についての返礼は行わないものとする。
- 第4条 この規定以外の場合及びこの規定による場合でも、特別な場合は役員等で協議し、処理する。
- 第5条 この規定の改廃は、総会の議決を経なければならない。
- (付則)
- 1 この規定は、平成8年4月20日から施行する。
  - 2 本規定は平成19年4月21日一部改正する。